

吉林省集安市発見の高句麗碑について

荊木美行

【キーワード】

烟戸 広開土王碑 故国壤王 集安高句麗碑 守墓制度 千秋墓

【要旨】

二〇一二年七月に発見された集安高句麗碑は、広開土王碑・中原高句麗碑につぐ、高句麗時代の数少ない金石文として話題を集めた。最近、正式な報告書である『集安高句麗碑』が刊行され、日本でも入手できるようになったのをきっかけに、同書の概要を紹介しつつ、この碑文について検討を加えたのが、小論である。集安高句麗碑は、広開土王碑と関係が深く、時期的にも近いものと考えられるが、高句麗王陵の守墓制度が故国壤王やその子の広開土王の時代に整備されたことをうかがう格好の史料である。

新たな発見

二〇〇四年に西安で発見された井真成の墓誌、そして二〇〇六年、同じく西安でみつかつた祢軍墓誌は、いずれも日本古代史の研究にも関係のある、重要な史料である。これらの新発見によって、金石文に対する関心が再燃したといっ

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荊木）

てよい。また、これと前後して国内でも、福岡市郊外の元岡古墳群のG六号墳から西暦五七〇年にあたるとみられる「庚寅」の干支を刻んだ鉄刀が出土。さらに、直接の発見ではないが、広開土王碑の未公開拓本や所在不明だった水谷悌二郎旧蔵拓本が確認されるなど、金石文研究に刺戟を与える出来事が相次いだ。

こうした貴重な新発見はそう続くこともあるまいと思っていたが、今年（二〇一三）一月になって、中国で大きなニュースが報じられた。二〇一三年一月四日附の『中国文物報』に「吉林集安新発見高句麗石碑」と題する記事が出たことは、記憶に新しい。これによれば、広開土王碑の所在地で知られる、高句麗の旧都集安（かつての国内城、現在の中華人民共和国吉林省通化地級市集安市）から、この碑とさわめて深い関係にある石碑が発見されたとのことである。これは、集安市麻線村の村民が麻線河に石を採集に行ったときに偶然発見したもので、その後、専門家による鑑定によって、高句麗時代の石碑と認められたという。のちに「集安高句麗碑」と名づけられる新史料である。

高句麗時代の石碑としては、前述の広開土王碑と中原高句麗碑の二つが知られていたが、今回の発見はそれに次ぐ。『中国文物報』には、碑文の全文（判読できる部分のみ）とともに、その史料的价值についても言及されており、それを読んだわれわれ日本の研究者は、一刻もはやくその詳細を知りたいところであった。筆者も、正式な報告書の刊行を心待ちにしていた一人だが、このたび、吉林大学出版社から、集安市博物館編著『集安高句麗碑』が刊行されたことは、慶賀にたえない。刊行は、奥付によると、二〇一三年一月第一次印刷とある。石碑の発見が二〇一二年七月二十九日だから、発見からわずか五箇月のスピード出版である。

ただし、筆者が、予約していた東方書店を通じて実物を入手したのは、六月に入ってからである。一月発行とあるの
で、あるいは、『中国文物報』の記事も、報告書の刊行に合わせた記者発表などをもとにしたものかとも思われた。

しかし、『中国文物報』の掲げる釈文では二一八字中一五〇字だったものが、このたびの報告書では一五八字に増え

ている。そうすると、どうも、『中国文物報』報道は、報告書の記載をもとにしたとは思われない。また、記事には、この石碑の研究のために専門家によるチームが組織されたことがしるされてはいるが、報告書の刊行についてはいっさいふれていない。そこから判断すると、『中国文物報』紙上の報道は、報告書の刊行前のものらしい。いずれにしても、正式な報告書が刊行された以上は、これにもとづいて考える必要がある。そこで、小論では、報告書の紹介もかねて、この石碑の意義についてのべてみたい。

『集安高句麗碑』

はじめに、以下の記述のよりどころとなった『集安高句麗碑』について、かんたんに説明しておく。

前述のように、同書は、集安市博物館編著で、版元は吉林大學出版社。A4判総二一六頁に及ぶ大冊で、カラーをふくむ図版四三点を随所に掲げた豪華版である。石碑の発見されたのは二〇一二年七月末のことだが、直後の一月には国家文物局と吉林省文化庁・文物局が専門家からなるチームを結成し、石碑の研究にあたった。チームには、広開土王碑の研究で知られる耿鉄華氏や徐建新氏も加わっておられるが、こうした研究者が中心になり、釈文を確定し、内容を分析したのが、本書である。本文は、「一、集安高句麗碑出土記」「二、集安高句麗碑調査」「三、集安高句麗碑釈文」「四、集安高句麗碑文書体比較」「五、集安高句麗碑研究」「六、集安高句麗碑価値」「七、集安高句麗碑技術保護報告」「八、集安高句麗碑日誌」からなる。

一は、出土状況や発見の経緯、二は出土地の環境や石碑の現状について、それぞれ解説したもの。三の「釈文」では、拓出した文字を拓本によって一字一字写真で示すとともに、個々の文字の大きさや形状をこまかい数値で示す。さらに、四において、集安高句麗碑とかわりが深いと思われる広開土王碑・中原高句麗碑・冉牟墓誌の字形との比較を示す。

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

書体の関聯性などを解明するうえで参考になるデータである。また、つづく五は、集安高句麗碑の碑文の内容についての研究だが、この部分は本書の命脈ともいえるので、のちに詳しく紹介したい。六は、集安高句麗碑について、他の金石文をも紹介しつつ、その歴史的価値・藝術的価値を論じたもので、七は、石碑の保存処理についての記述、最後の八は調査日誌である。

なお、附録として広開土王碑・中原高句麗碑・冉牟墓誌の写真と釈文を掲げており、きわめて行き届いた編輯である。以下、この『集安高句麗碑』によりつつ、集安高句麗碑とその内容についてみておきたい。

発見者と発見場所

石碑は、吉林省麻線郷麻線村の村民馬紹彬氏が、麻線河に石を拾いに行つて、河原で発見したものである。鋏を使って掘り出してみると、大きな石板があらわれ、しかも、表面には文字が書いてある。文物にちがいないと思つた馬氏は、シヨベルカーを雇つて石板を自宅の玄関前に運ばせて保管し、文物保護派出所に聯絡したというから、この貴重な発見は、彼に負うところが大きい。慾をいえば、出土現場に石碑を留めたまま聯絡すべきだったろうが、一市民にそこまで望むのは無理である。ただ、中国出土の墓誌には、出土地も定かでない盗掘品が少なくないことを思えば、集安高句麗碑は出土地点がはっきり確認できるだけでもありがたいといわねばならない。報告書は、この第一発見者の馬氏の写真だけでなく、本人の生年月日・経歴・家族構成までしるしているが、これは、発見の経緯に嘘いつわりのないことを暗に主張しているのであろう。

石碑が出土した麻線河は、老嶺山脈の南麓に源流があり、北から南にむかつて、麻線溝盆地を經由して鴨緑江に注いでいる。

集安高句麗碑は、この麻線河の右岸で出土したが、じつは、このあたりは、洞溝古墓群麻線墓区の中心地帯である。洞溝古墓群には、万を超える高句麗時代の墳墓がある。その範囲は、東西は青石鎮長川村から麻線郷安子溝に至り、南は鴨緑江附近、北は連山に及んでいる。距離にして、東西の約四〇キロ、南北は二〜四キロといったところである。古墓群の総面積は一三三四・六八ヘクタールだが、のちに新しく定めた洞溝古墓群の保護範囲は、三九一四・〇二ヘクタールに及ぶ。『一九九六年実測洞溝古墓群索引』によれば、洞溝古墓群の古墓の総数は一一二五七、六つの墓区にわけられる。その内訳は、下解放墓区が五一、禹山下墓区が三八八三、山城下墓区が一五八三、万宝汀墓区が一五一六、七星山墓区が一七〇八、そして麻線溝墓区が二五一六である。二〇〇五年五月に再度調査と測量が実施されたが、これによって、川古墓群も洞溝古墓群の範囲にふくめることになり、古墓の総数は一一四九四にまで膨らんだ。

このうち、麻線墓区は、洞溝古墓群のもととも西側に位置していて、高句麗の旧都国内城の西、鴨緑江の右岸に位置する。東は七星山墓区と接し、西は安子溝まで及んでいる。麻線河の両側は、古墓が密集している地帯で、麻線墓区の古墓の総数は二五七六。それらが分布する面積は三五四ヘクタールに及び、紅星片墓地・麻線片墓地・建疆片墓地・石廟子片墓地に四地区に区分されている。なお、麻線墓地のうち、千秋墓（JMM二〇〇）・西大墓（JMM〇五〇〇）・JM M〇六二六・JMM二一〇〇・JMM二三七八の五基は、高句麗王陵として世界遺産に登録され、一般にもよく知られている。

前述のように、麻線墓区は、国内城の西、鴨緑江の右岸に位置しているが、このあたりは高句麗の住民の居住区域で、王陵の近くには守墓人烟戸が居住し、村落を形成していたと考えられる。集安高句麗碑は、麻線墓区の中心地帯にあり、千秋墓に一番近いことから、千秋墓区のために立てられた碑の可能性がある。

この千秋墓は、麻線溝の東岸二〇〇メートルの傾斜地に位置し、一辺八五×八〇メートル、高さ一五メートルの方壇

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

階梯積石塚で、太王陵よりも大形である。各壇は五層前後の積石が施され、頂部は膨大な積石で覆われており、「千秋萬歳永固」「保固乾坤相畢」という銘文のある碑が出土したことも知られている（東潮・田中俊明『高句麗の歴史と遺跡』（中央公論社、平成七年四月）一九一～一九二頁）。

この墳墓は、高句麗第一八代王故国壤王の陵墓として有力視されている。故国壤王は、いうまでもなく、広開土王の父である。後述のように、この石碑が、広開土王によって建てられた先王の墓碑の一つだとすると、王は、亡父の陵墓に碑を建てたことになる。

碑と碑文の現状

つぎに、石碑そのものについてのべておく。まず、碑の形状から書く。

集安高句麗碑は粉黄色の花崗岩で構成され、圭形である。圭形の器物に関しては、西周時代の玉圭が確認されているが、このタイプの碑形は漢代から始まったと考えられる。報告書では、河南省孟津県平樂鎮新莊村で灌溉用水路を掘るときに偶然発見された、漢代の圭形の石碑をはじめ、いくつかの事例を紹介しているが、煩瑣になるので、小論では省略にしたがう。

集安高句麗碑は、上が狭く下は広い形状で、左右両面は少し加工が施されている。碑の表裏両面は丁寧に加工され、碑面はきわめて滑らかである。ほぼ完形に近いが、惜しむらくは右上の角に少し缺けた箇所がある。

石碑の高さはおよそ一七三センチ、幅は六〇・六×六六・五センチ。下部の真ん中になぞがあり、高さは一五×一九・五センチで、幅四二センチ、厚さは二一センチである。もとは碑座があったはずだが、今は残っていない。石碑の正面は陰刻で、隸書体の文字が一〇行ならぶ。第九行までは毎行二字、最後の一行は二〇字、全部で二二八字ある

が（附記①参照）、右上部分の缺損のため、一〇字程度を缺いている。裏面には一列の文字しか残っておらず、しかも、腐蝕が甚だしく、判読が困難である。また、左側に人為的な掘り痕跡があつて、筆畫がかすかに残るものの、字形は判別しづらい。

集安高句麗碑を広開土王碑とくらべると、まず、大きさがかなりちがう。高さでいうと、集安高句麗碑は広開土王碑の四分の一程度と、はるかに小さい。また、広開土王碑は自然石をほぼそのまま利用しているが、集安高句麗碑のほうには石材を加工・修整し、表面を平滑にしたうえで刻字しているのである。

両者は、石の大きさや材質が異なるため、おなじ隷書体ながら書体は微妙に異なり、字の大きさもちがう。広開土王碑の小さめの文字は、たとえば、第三面の第八行の第三九字「五」が長さ六センチ、幅八・五センチ、第一面の第九行の第三〇字の「王」が長さ七センチ、幅八・五センチである。これに対し、やや大きめの字は、たとえば、第四面の第一行の第一九字の「奥」が長さ二二・五センチ、幅二二センチ、第四面の第四行の第三五字の「家」が長さ二一・五センチ、幅二一・五センチである。

これにくらべると、集安高句麗碑の文字は全体に小ぶりである。小さめの文字でいうと、たとえば、第一行の第十字の「自」は、わずかに長さ三・三センチ、幅二・五センチ。大きめの字でも、たとえば、第四行の第一五字の「売」は、長さ五・二センチ、幅四・八センチしかない。

なお、字数の点でも、広開土王碑は約一七七五字が刻まれているのに対し、集安高句麗碑のほうはわずかに二一八字と、かなり差がある。これは、日本古代の金石文でいえば、多賀城碑の碑文よりすこし多い程度で、情報量はそれほど豊富とはいえない。

と、碑文の内容は、おおよそつぎのとおりである。

碑文は、まず、始祖鄒牟王が国家の基礎を切り開き、神靈の加護により、新国家を建て、相次いで王位を受け継いできたことをしるす。そして、Ⅲ・Ⅳ行目では、一定の数量の烟戸を配して、彼らに四季を通じて祭祀せしめたが（Ⅲ―20に「備」の字があるので、広開土王碑を参考にすると、このあとには「洒掃するのに備えさせる」といった意味のことが書かれていた可能性がある）、その後烟戸の売買がおこなわれ、守墓人烟戸に錯簡が生じたことをのべているようである。

さらに、Ⅴ―Ⅶ行あたりでは、広開土王が統治していた時期のことを記述しているようである。王は、領土を切り開き、功績は著しい。先王のために碑を立て、勲績を記述して、守墓条令を公布したといった意味のことがしるされている。らしい。

そして、守墓人烟戸頭二〇人程度の名前を刻んで、後世に示し、最後に、「自今以後、守墓之民、不得擅自更相転売、雖富足之者、亦不得其買売。如有違令者、後世子嗣並罰、看其碑文、与其罪過」と刻んで、今後は、守墓の民を勝手転売することを禁じ、たとえ富裕層でも売買してはならない、もし、法令に違反するようなことがあれば、子孫に罰則を与える、と布告する。

『集安高句麗碑』によれば、碑文の裏の左側に人為的な破損があり、筆画の痕跡は不明瞭であるという。同書は、それが二〇人の烟戸の名前かも知れず、子孫に累を及ぼさないために消した可能性が考えられるとみているが、いかがなものであろう。

広開土王碑との関係性

この碑文の内容をみて、誰もが頭に思い浮かべるのは、広開土王碑の文章である。

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荊木）

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

高句麗広開土王碑は、高句麗の第一九代の王である広開土王（碑文では「國岡上廣開土境平安好太王」）の事蹟を称えたるために、彼の子の長寿王が四一四年九月二十九日に建てたものである。好太王碑とも呼ばれる。集安に現存する巨碑で、附近には、広開土王の墓だとされる將軍塚という巨大な墳墓が存在しているので（大王塚を広開土王墓とする説もある）、この碑は、王墓に附属する墓碑だったと考えられている。

広開土王碑は、清朝末の光緒六年（一八八〇、明治一三年）ごろに発見され、翌年閏月山によって拓本が作成されたが、日本には、明治一七年（一八八四）、当時陸軍砲兵大尉だった酒匂景信^{さかわかげあき}が紹介したのが、最初である。酒匂は、参謀本部に所属する諜報員で、この拓本も、当時、朝鮮半島や中国大陸に関する情報を蒐めていた参謀本部の諜報活動の一環として、日本にもたらされた。これが、いわゆる「酒匂本」である。ただし、これは、墨を使って直接碑から写し取ったものではない。水谷悌二郎氏は、碑の上から縁取りして文字の輪郭を忠実に書き写した「双鉤加墨本」だとみたが、末松保和氏によれば、「酒匂拓本」は原石拓本に朱を入れたものを上からなぞって製作したものであり、「墨水廓填本」と呼ぶのが相応しいという。

ちなみに、酒匂は、拓本を作るにあたって、碑文の一部を削り取るか、あるいは、不明確な箇所^{箇所}に石灰を塗布して改竄したとする李進熙氏の説がある。氏によれば、参謀本部も、酒匂の捏造を隠蔽・補強するために、碑の全面に石灰を塗布したという。「石灰塗付作戦」と名づけられた、この説は、発表当時、学界に大きな衝撃を与えた。しかし、その後、徐建新氏が、潘祖蔭旧蔵の「墨水廓填本」を発見・紹介したことによって、こんにちでは、そうした改竄はなかったことがあきらかになっている。

碑は、高さ約六・三メートル、幅約一・五メートルの巨大な柱状の自然石で、表面にいくらか加工のあとのみられるものの、原石をほぼそのまま石碑に転用している。四面には、はがき大の大きさの文字で、約一七七五字に及ぶ漢文の

文章が刻まれていたが、現在では、風化や劣化によって判読不能な箇所もかなり存在する。

碑文の内容

碑文の内容は、三段落から構成される。第一段落は、始祖鄒牟王に始まる王家の由来を綴り、第二段落では、広開土王の功績（おもに外国との戦績）について編年体でしるし、最後の第三段落では、みずからの墓の管理についての広開土王の遺言や守墓人のことを詳しく書いている。

日本で広開土王碑といえば、倭との戦闘についてしるす第二段落がよく知られているが、第一・三段落の内容も重要である。餘談になるが、京都の古代研究会でこの碑文に関する上田正昭氏の研究発表をうかがったことがあるが、このとき、先生は、鄒牟王が卵から生まれたとする高句麗の始祖神話（いわゆる卵生神話）第一段落の記述の重要性を強調しておられた。

さて、まず、碑の文章を掲げておこう（武田幸男氏『広開土王碑との対話』による）。

第一面

惟昔始祖鄒牟王之創基也出自北夫餘天帝之子母河伯女郎剖卵降世出而子有聖□□□□□命駕」巡車南下路由夫餘
奄利大水王臨津言曰我是皇天之子母河伯女郎鄒牟王爲我連葭浮龜應聲即爲」連葭浮龜然後造渡於沸流谷忽本西城
山上而建都焉不樂世位天遣黃龍來下迎王王於忽本東罽履」龍首昇天顧命世子儒留王以道興治大朱留王紹承基業遷至
十七世孫國置上廣開土境平安好太王」二九登祚号爲永樂太王恩澤洽于皇天威武振被四海掃除□□庶寧其業國富民殷
五穀豐熟昊天不」弔卅有九晏駕棄國以甲寅年九月廿九日乙酉遷就山陵於是立碑銘記勳績以示後世焉其辭曰
永樂五年歲在乙未王以稗麗不□□人躬率往討過富山賁山至鹽水上破其三部洛六七百營牛馬羣」羊不可稱數於是旋駕

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荊木）

兵昔新羅寐錦未有身來論事□國□開土境好太王□□□寐錦□□僕句□□□朝貢十四年甲辰而倭不軌侵入帶方
 界□□□石城□連船□□王躬率□□從平穰□□□鋒相遇王幢要截盪剋倭寇潰敗斬殺無數十七年丁未教遣步
 騎五萬□□□□□師□□合戰斬殺蕩盡所稚鎧鉀一萬餘領軍資器械不可稱數還破沙溝城婁城□住城□□
 □□□那□□城廿年庚戌東夫餘舊是鄒牟王厲民中叛不貢王躬率往討軍到餘城而餘城國駭□□□□□□□□□□
 王恩普覆於是旋還又其慕化隨官來者味仇婁鴨盧卑斯麻鴨盧襍社婁鴨盧肅斯舍鴨盧□□□鴨盧凡所攻破城六十四村
 一千四百守墓人烟戶賣句余民國烟二看烟三東海賈國烟三看烟五敦城□民四家盡爲看烟亏城一家爲看烟碑利城二家爲
 國烟平穰城民國烟一看烟十皆連二家爲看烟俳婁□人國烟一看烟卅二梁谷二家爲看烟梁城二家爲看烟安夫連廿二家爲
 看烟□谷三家爲看烟新城三□家爲看烟南蘇城一家爲國烟新來韓穢沙水城國烟一看烟一牟婁城二家爲看烟囹比鴨岑韓
 五家爲□看烟句牟客頭二家爲看烟永國韓一家爲看烟舍蔦城韓穢國烟三看烟廿一古園耶羅城一家爲看烟□園古城國烟
 一看烟三客賢韓一家爲看烟阿旦城雜珍城合十家爲看烟巴奴城韓九家爲看烟白模盧□城四家爲看烟各模盧城二家爲看
 烟牟水城三家爲看烟幹弓利城國烟一看烟三弥闕城國烟一看烟

第四面

七也利城三家爲看烟豆奴城國烟一看烟二奧利城國烟二看烟八須鄒城國烟二看烟五百□殘南居韓國烟一看烟
 五大山韓城六家爲看烟農賣城國烟一看烟七閭奴城國烟二看烟廿二古牟婁□城國烟二看烟八瑒城國烟一看烟八味城六
 家爲看烟就咨城五家爲看烟多穰城廿四家爲看烟散那□城一家爲國烟那旦城一家爲看烟句牟城一家爲看烟於利城八家
 爲看烟比利城三家爲看烟細城三□家爲看烟國罡上廣開土境好太王存時教言祖王先王但教取遠近舊民守墓洒掃吾慮舊
 民轉當羸劣□若吾萬年之後安守墓者但取吾躬巡所略來韓穢令備洒掃言教如此是以如教令取韓穢二百廿家慮□其不知

吉林省集安市發見の高句麗碑について（荊木）

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荊木）

法則復取舊民一百十家合新舊守墓戸國烟卅看烟三百都合三百卅家自上祖先王以來墓上」不安石碑致使守墓人烟戸差錯唯國上廣開土境好太王盡爲祖先王墓上立碑銘其烟戸不令差錯」又制守墓人自今以後不得更相轉賣雖有富足之者亦不得擅買其有違令賣者刑之買人制令守墓之

集安高句麗碑との比較

ところで、新しく出土した集安高句麗碑を、この広開土王碑と比較してみると、両者が深く関聯するものであることがわかる。たとえば、前述のように、広開土王碑・集安高句麗碑はともに隸書体で書かれている。むしろ、石材の材質も異なるので、いちがいに比較はむつかしい。報告書は、集安高句麗碑の書体が、広開土王碑のそれと比較して、流暢だと指摘している。一部の学者がいうように、高句麗が漢字の隸書を公式書体としていたことを示すかどうかは、さらに検討が必要だが、いずれにしても、これらの碑文の書体は、高句麗の文字書法を研究するうえで貴重な資料である。さらに、書体だけでなく、両者の碑文の字句に一致する箇所がみられ、内容についても共通点があることは注目すべきである。以下、具体的にみていこう。

まず、集安高句麗碑のⅠ・Ⅱ行目には「□□□□世必授天道自承元王始祖鄒牟王之創基也」「□□□□子河伯之孫神靈祐護蔽蔭開國辟土繼胤相承」とあって、始祖鄒牟王にはじまる高句麗王家の由来に関する記述があるが、広開土王碑第一面にもこれに相当する記述がある。

惟昔始祖鄒牟王之創基也出自北夫餘天帝之子母河伯女郎剖卵降世生而有聖□□□□□□命駕」巡幸南下路由夫餘奄利大水王臨津言曰我是皇天之子母河伯女郎鄒牟王爲我連葭浮龜應聲即爲」連葭浮龜然後造渡於沸流谷忽本西城山上而建都焉不樂世位天遣黃龍來下迎王王於忽本東匿履」龍首昇天顧命世子儒留王以道興治大朱留王紹承基業

〔書ぎ下し文〕

惟れ、昔、始祖鄒牟王の創基せるなり。北夫餘自り出ず。天帝の子、母は河伯の女郎なり。卵を剖きて世に降り、生れながらにして聖□有り。□□□□□駕を命じ、巡幸して南下し、路は夫餘の奄利大水に由る。王、津に臨みて、言ひて曰はく、「我は是れ皇天の子、母は河伯の女郎、鄒牟王なり。我が爲に葭を連ね、龜を浮ばしめよ」と。聲に應じ、即ち爲に葭を連ね、龜を浮かべ、然る後に造渡せしむ。沸流谷の忽本の西に於て、山上に城きて都を建つ。世位を樂まず。天、黃龍を遣はし、來り下りて王を迎へしむ。王、忽本の東壑に於いて、龍首に履みて天に昇る。世子の儒留王に顧命し、道を以て興治せしむ。大朱留王、基業を紹承し、(武田氏前掲書による。以下も同じ)

集安高句麗碑は簡略なうえに一部に読めない文字があるため、正確な文意は把握しがたいが、傍線部分などはまったく表記も表現も一致する。したがって、集安高句麗碑の冒頭の部分も広開土王碑と同様に、高句麗は鄒牟王の創基にかかるものであり、代々その子孫によって王位が継承されてきたことをのべていると思われる。つづく「□□□子河伯之孫」の部分は、広開土王碑に「天帝之子母河伯女郎」、牟頭婁塚出土の墓誌に「河伯之孫日月之子鄒牟聖王」とあるのを参考にすれば、「天帝之」ないしは「日月之」の三字が入るのであるが、いずれにしても鄒牟王のことを指しているのであって、集安高句麗碑とこれらの銘文との緊密な関係がうかがわれる。

さらに注目すべきは、広開土王碑と集安高句麗碑がともに守墓人について記載し、そこに關聯・共通する記述が目につく点である。ただ、広開土王碑では、高句麗王家の由来についてのべた段落につづいて、碑文の主人公である広開土王の事蹟(勲績)について詳しい記述があるが、これに相当するような記述は、集安高句麗碑にはない。集安高句麗碑では、高句麗王家の由来につづいて、守墓人とその制度のことが取り上げられており、しかも、Ⅲ行目から最後の行に至るまで、ことごとくその記述で占められている。

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荊木）

□□□□□□□□□□烟戸以此河流四時祭祀然而備長烟□□□□□□□□富足□□轉賣□□守墓者以銘□□□□□□
□□□□□□□□□□王神□□興東西□□□□□□□□□□追述先聖功勳彌高悠烈繼古人之慷慨□□□□□□□□□□自戊
□□定律教□發令其修復各於□□□□□□立碑銘其烟戸頭廿人名以示後世自今以後□□守墓之民不得擅自更相轉賣雖富足之
者亦不得其買□□賣如有違令者後世□□嗣□□看其碑文與其罪過

これに対し、広開土王碑でも、第三面の途中から広開土王陵の守墓人について、あとで掲げるような詳しい記載があるが、その最後のところには、

自上祖先王以來墓上□不安石碑致使守墓人烟戸差錯唯國置上廣開土境好太王盡為祖先王墓上立碑銘其烟戸不令差錯□又制守墓人自今以後不得更相轉賣雖有富足之者亦不得擅買其有違令賣者刑之買人制令守墓之

とあって、傍線を施した部分が、さきに示した集安高句麗碑の記載と一致するのには、驚くばかりである。なお、守墓人の制度については、集安高句麗碑の眼目でもあり、『集安高句麗碑』にも「守墓人烟戸制度」の一章を設けて詳しい解説があるので、これについては、のちにあらためて取り上げてみたい。

ところで、このほかにも、広開土王碑には、

遂至十七世孫國置上廣開土境平安好太王□二九登祚号為永樂太王恩沢□于皇天威武振被四海掃除□□庶寧其業國富民殷五穀豐熟昊天不□弔卅有九宴駕棄國以甲寅年九月廿九日乙酉遷就山陵於是立碑銘記勲績以示後世焉

という文言がみえるが、これまたおなじ文言が集安高句麗碑にも用いられている。さらに、集安高句麗碑に「罎□太王」とみえる大王名も、おそらくは、広開土王碑に「國置上廣開土境平安好太王」「國置上廣開土境好太王」とされる広開土王の名の一部ではないかと考えられる。かかる字句・表現の一致からも、集安高句麗碑と広開土王碑が密接な関聯性をもつことは疑いないところである。とくに、両者の共通点が、守墓人烟戸とその自由な売買を禁じた部分の

文言に集中しているところは注目される。集安高句麗碑にみえる「定律」「発令」という用語は、碑文にしるされたことがら、守墓人烟戸制度にかかわる法律条文であることを示唆しているが、これも、広開土王碑の引く「制」と密接にかかわるものであろう。

建碑年代の推定

では、集安高句麗碑は、いったいいつ誰の手で建てられたものなのか。つぎにこの点について考えてみたい。

まず手がかりとなるのは、碑形である。すでにのべたように、碑は先端の尖った圭形をしており、これは漢代からみられる、中国の伝統的な碑石のスタイルである。ただ、こうした圭形の碑は、明清時代まで継続して用いられたので、碑形から、建立年代を絞り込むことはむづかしい。

ところで、『集安高句麗碑』は、碑文の内容から、建立の時期を推定できるのではないかとしている。つぎに、この点について紹介しておこう。

前述のように、この碑は、守墓人烟戸の売買行為を禁止することに主眼がある。これは、裏を返せば、古来、高句麗王陵の守墓人烟戸が売買され、その員数に錯簡が生じていたことを意味する。中国正史や『三国史記』などには、高句麗王陵の守墓人烟戸についての記載はみあたらないが、これについて多大な示唆を与えてくれるのが、ほかならぬ広開土王碑である。

さきにもふれたように、広開土王碑の最後の部分には、

上祖・先王自り以来、墓の上に石碑を安んぜず、守墓人の烟戸を使って差錯せしむるに致れり。唯だ國岡上廣開土境好太王のみ、盡く祖・先王の爲に墓の上に碑を立て、其の烟戸を銘して、差錯せ令めざりき。又た制したまう、「守

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

墓人は、今自り以後、更相に轉賣するを得ず。富足の者有りと雖も、亦た擅に買ふを得ず。其れ、令に違きて賣る者有らば、之を刑す。買ふ人は、制令をもて守墓せしむ」と。

という記述があり、広開土王以前には墓のほとりに石碑を立てることもなく、守墓人の烟戸が混乱していたこと、広開土王の代になって、はじめて、上祖・先王のために、すべての墓のほとりに石碑を立て、守墓人の烟戸を銘記したと、守墓人の転売を禁止する法令を定めたこと、などがしるされている。この点から判断すると、この碑の年代は広開土王碑の年代に近いことが知られる。

これに關聯して注目されるのは、碑文の第七行の第九「自戊□定律」とある字句である。『集安高句麗碑』は、この「戊□」が干支による年代表記かも知れないとして、以下のような、興味深い推論をのべている。

惜しむらくは、「戊」の下の字は腐蝕して認識できないが、残畫から「子」ないしは「午」ではないかと推測されるという。そこで、広開土王の在位時期に近い戊子年と戊午年を洗い出してみると、戊子（美川王二九年、西曆三二八年）・戊午（故国原王二八年、西曆三五八年）・戊子（故国壤王五年、西曆二八八年）・戊午（長寿王六年、西曆四一八年）・戊子（長寿王三六年、西曆四四八年）・戊午（長寿王六六年、西曆四七八年）、の六つの候補が浮かび上がってくる。

一つ目の「戊子年」と「戊午年」は、広開土王以前の時代である。『三国史記』によれば、高句麗において律令がはじめて頒布されたのは、小獸林王三年（三七三）だから、美川王・故国原王の時代には守墓人烟戸に関する法令条文は、まだ存在しなかったと考えられる。これらは候補から外してよからう。

あるいは、「戊□」が「戊子年」ならば、故国壤王の五年（三八八）が候補となる。故国壤王は西曆三八四年に即位して、西曆三九一年に歿しており、そのあとに広開土王が即位する。そこから、広開土王の父故国壤王が歿する三年前、息子の広開土王と、先王の守墓人烟戸が流失したことについて、法律を制定しようと相計り、広開土王は父が歿したあとそ

| 代数 | 王号 | 王名 | 前王との関係 | 在位時間 | 備考 |
|----|--------------------|-----------------|--------|-------------|-----------------------|
| 1 | 東明聖王 鄒牟王 | 朱蒙、鄒牟 众解 | | 前 37 ～ 前 19 | |
| 2 | 瑠璃明王 儒留王 | 類利 儒留 | 父子 | 前 19 ～ 18 | |
| 3 | 大武神王・大朱留王 大解朱留王 | 無恤 味留 | 父子 | 18 ～ 44 | |
| 4 | 閔中王 | 解色朱 解邑朱 | 兄弟 | 44 ～ 48 | |
| 5 | 慕本王 | 解憂 解愛婁 | 叔侄 | 48 ～ 53 | |
| 6 | 太祖大王 国祖王 | 宮 於漱 | 叔兄弟 | 53 ～ 121 | 『三国史記』では 53 ～ 146 |
| 7 | 次大王 | 遂成 | 父子 | 121 ～ 126 | 『三国史記』では 146 ～ 165 |
| 8 | 新大王 | 伯固 伯句 | 父子 | 126 ～ 179 | 『三国史記』では 165 ～ 179 |
| 9 | 故国川王 国壤王 | 男武 | 父子 | 179 ～ 197 | 『三国史記』或名 伊夷模 |
| 10 | 山上王 | 延優 伊夷模 | 兄弟 | 197 ～ 227 | 『三国史記』一名 位宮 |
| 11 | 東川王 東壤王 | 憂位居 郊歲 位宮 | 父子 | 227 ～ 248 | |
| 12 | 中川王 中壤王 | 然費 | 父子 | 248 ～ 270 | |
| 13 | 西川王 西壤王 | 葉盧 若友 | 父子 | 270 ～ 292 | |
| 14 | 烽上王 雉葛王 | 相夫 敵矢婁 | 父子 | 292 ～ 300 | |
| 15 | 美川王 好壤王 | 乙弗 憂弗 | 叔侄 | 300 ～ 331 | |
| 16 | 故国原王 国岡上王 | 斯由 釗 | 父子 | 331 ～ 371 | |
| 17 | 小獸林王 小解朱留王 | 丘夫 | 父子 | 371 ～ 384 | |
| 18 | 故国壤王 | 伊連 於只支 | 兄弟 | 384 ～ 391 | 『三国史記』では 384 ～ 392 |
| 19 | 広開土好太王 好太王、永樂太王 | 談德 安 | 父子 | 391 ～ 412 | 『三国史記』では 392 ～ 412 |

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

れを実行に移した、という想定が可能である。

また、かりに「戊□」が「戊午年」だとすれば、長寿王六年（四一八）とみることも可能である。しかし、広開土王碑にもしるされているように、広開土王はすでに諸先王のために碑を建てていたはずである。それが、つぎの長寿王の時代まで「定律」がずれ込んだとするのはいささか晩きに失した感がある。同様に、これよりさらに時代の下の長寿王三六年の「戊子」（四四八）と同六六年の「戊午」（四七八）も相応しくないもので、これらも除外できよう。

そのように考えていくと、もつとも相応しい干支は、故国壤王五年の「戊子」となる。つまり、さきにもふれたように、故国壤王は在位期間中に守墓人烟戸の管理に関する法律的な見解を示し、ついで即位した広開土王がそれを勅命として布告し、碑文にして示した、と解釈しうるのである。

ところで、さきにも紹介したとおり、集安高句麗碑は麻線川辺にあり、それが千秋墓に近いところから、千秋墓のために立てられた可能性がある。広開土王は諸先王の王陵にも碑を立てたというから、彼は千秋墓附近にこの集安高句麗碑を立て、そして「戊子」年の定律を強調して、先父の教訓を伝えようとしたとも考えられる。千秋墓は第一八代故国壤王の陵墓であるとするみかたが有力だが、碑文の内容はこうした比定ともよく合致している。

高句麗王陵の守墓制度

報告書によると、高句麗における守墓人烟戸制度は、かなりはやくから整えられており、それは中原の影響であるという。そして、中国における皇帝や貴族の霊園の整備やその管理者についての文献上の事例をあげているが、ここでは個々の具体例は省略にしたがう。

高句麗の王侯・貴族の守墓制度についてしるした文献は多いとはいえない。第八代の新大王が、高句麗相国であった

明臨答夫のために守墓を二〇戸設置したのは後漢の靈帝光和二年（一七九）のことであり（『三國史記』卷一六、新大正一五年九月条・同書卷四五、明臨答夫伝）、高句麗守墓制度としてはかなり古い例である。これによつて、当時、すでに秦漢と同様の守墓制度の存在したことが判明する。

また、このほかにも、義熙六年（四一〇）、北燕主馮跋が、慕容雲を礼葬し、園邑二〇家を置いてつねに供薦したことが、『晋書』卷一二五、載記第二五、馮跋にみえている。

慕容雲は、字を子雨といい、慕容宝の養子である。慕容雲の祖父高和は、高句麗の支庶であり、みずから高陽氏の苗裔と称した。それゆえ、高をもつて氏としたので、慕容雲は高雲ともいう（『晋書』卷一二四、載記第二四、慕容雲）。馮跋と高雲は、君臣の義に則りながらも、兄弟以上に親しく、馮跋は、雲とその妻子を礼をもつて葬送したという（前掲馮跋載記）。これは、北方少数民族の鮮卑や高句麗が、それぞれ独自の守墓制度をもっており、しかも、それらはおおむね中原の守墓制度とおなじであったことを物語っている。

ところで、高句麗王陵の守墓制度についてもっとも詳細に語るのは、ほかならぬ広開土王碑である。さきにもその一部を引いたが、ここでは関聯する、第三面八行目以降の部分をすべて引用しておく。

〔第三面途中から〕（前略）守墓人烟戸賣句余民國烟二看烟三東海賈國烟三看烟五敦城」民四家盡爲看烟弓城一家爲看烟碑利城二家爲國烟平穰城民國烟一看烟十皆連二家爲看烟俳婁」人國烟一看烟卅二梁谷二家爲看烟梁城二家爲看烟安夫連廿二家爲看烟□谷二家爲看烟新城三」家爲看烟南蘇城一家爲國烟新來韓穢沙水城國烟一看烟一牟婁城二家爲看烟園比鴨岑韓五家爲」看烟句牟客頭二家爲看烟求國韓一家爲看烟舍蔦城韓穢國烟三看烟廿一古園耶羅城一家爲看烟」園古城國烟一看烟三客賢韓一家爲看烟阿旦城雜珍城合十家爲看烟巴奴城韓九家爲看烟白模盧」城四家爲看烟各模盧城二家爲看烟牟水城三家爲看烟幹利城國烟一看烟三弥闡城國烟一看烟（以下、第四面） 七也利城三

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荊木）

家爲看烟豆奴城國烟一看烟二奧利城國烟二看烟八須鄒城國烟二看烟五百」殘南居韓國烟一看烟五大山韓城六家爲看烟農賣城國烟一看烟七閩奴城國烟二看烟廿二古牟婁」城國烟二看烟八城國烟一看烟八味城六家爲看烟就咨城五家爲看烟多穰城廿四家爲看烟散那」城一家爲國烟那旦城一家爲看烟句牟城一家爲看烟於利城八家爲看烟比利城三家爲看烟細城三」家爲看烟國罽上廣開土境好太王存時教言祖王先王但教取遠近舊民守墓洒掃吾慮舊民轉當羸劣」若吾萬年之後安守墓者但取吾躬巡所略來韓穢令備洒掃言教如此是以如教令取韓穢二百廿家慮」其不知法則復取舊民一百十家合新舊守墓戶國烟卅看烟三百都合三百卅家自上祖先王以來墓上」不安石碑致使守墓人烟戶差錯唯國罽上廣開土境好太王盡爲祖先王墓上立碑銘其烟戶不令差錯」又制守墓人自今以後不得更相轉賣雖有富足之者亦不得擅買其有違令賣者刑之買人制令守墓之

〔書下し文〕

〔第三面〕（前略）守墓人の烟戸。賣句余の民は、國烟二、看烟三。東海の賈は、國烟三、看烟五。敦城の民の四家は、盡く看烟と爲す。于城の一家は、看烟と爲す。碑利城の二家は、國烟と爲す。平穰城の民は、國烟二、看烟十。嘗連の二家は、看烟と爲す。俳妻の人は、國烟一、看烟卅三。梁谷の二家は、看烟と爲す。梁城の二家は、看烟と爲す。安夫連の廿二家は、看烟と爲す。□谷の三家は、看烟と爲す。新城の三家は、看烟と爲す。南蘇城の一家は、國烟と爲す。新らたに来れる韓と穢。沙水城は、國烟一、看烟一。牟婁城の二家は、看烟と爲す。回比鴨岑の韓の五家は、看烟と爲す。句牟客頭の二家は、看烟と爲す。求國の韓の一家は、看烟と爲す。舍蔦城の韓と穢は、國烟三、看烟廿一。古園耶羅城の一家は、看烟と爲す。炅古城は、國烟一、看烟三。客賢の韓の一家は、看烟と爲す。阿旦城と雜珍城は、十家を合せて看烟と爲す。巴奴城の韓の九家は、看烟と爲す。白模盧城の四家は、看烟と爲す。各模盧城の二家は、看烟と爲す。牟水城の三家は、看烟と爲す。幹互利城は、國烟一、看烟三。弥圖城は、國烟一、

看烟（以下、第四面）七。也利城の三家は、看烟と爲す。豆奴城は、國烟一、看烟二。奧利城は、國烟二、看烟八。須鄒城は、國烟二、看烟五。百殘の南に居る韓は、國烟一、看烟五。太山韓城の六家は、看烟と爲す。農賣城は、國烟一、看烟七。閔奴城は、國烟二、看烟廿二。古牟婁城は、國烟二、看烟八。瑛城は、國烟一、看烟八。味城の六家は、看烟と爲す。就咨城の五家は、看烟と爲す。多穰城の廿四家は、看烟と爲す。散那城の一家は、國烟と爲す。那旦城の一家は、看烟と爲す。句牟城の一家は、看烟と爲す。於利城の八家は、看烟と爲す。比利城の三家は、看烟と爲す。細城の三家は、看烟と爲す。

國罽上廣開土境好太王の存せられし時、教して「祖王・先王は、但だ教して、『遠・近の舊民を取り、守墓して酒掃せしむ』とまおせしのみ。吾れ、舊民の轉りて當に羸劣せんことを慮る。若し、吾れ、萬年の後に守墓者を安んぜんには、但だ吾れ躬ら巡りて略來せし所の韓と穢を取り、酒掃に備へ令むるのみ」と言ひたまう。教に言ふこと此の如し。是を以て、教の如く、韓と穢の二百廿家を取ら令む。其の法則を知らざるを慮り、復た舊民一百十家を取る。新・舊の守墓戸を合せて、國烟は卅、看烟は三百、都合三百卅家。上祖・先王自り以來、墓の上に石碑を安んぜず、守墓人の烟戸を使って差錯せしむるに致れり。唯だ國罽上廣開土境好太王のみ、盡く祖・先王の爲に墓の上に碑を立て、其の烟戸を銘して、差錯せ令めざりき。又た制したまう、「守墓人は、今自り以後、更相に轉賣するを得ず。富足の者有りと雖も、亦た擅に買ふを得ず。其れ、令に違きて賣る者有らば、之を刑す。買ふ人は、制令をもて守墓せしむ」と。

これをみれば、あきらかなように、第四面の第五行まで、それぞれの地方での國烟と看烟がこまかく記載されている。さらに、第四面第五行目の「國罽上廣開土境好太王存時教言」以下、八行目の「都合三百三十家」までの記載によって、広開土王陵の烟戸は合計三三〇戸、その内訳は國烟三〇戸、看烟三〇〇戸であったことがわかる。

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荊木）

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荊木）

また、右の碑文からは、守墓人烟戸の職掌をある程度把握することも可能である。すなわち、上記の引用文に「遠・近の舊民を取り、守墓して洒掃せしむ」、「但だ吾れ躬ら巡りて略来せし所の韓と穢を取り、洒掃に備へ令むるのみ」とあることから、烟戸は、王陵を見張り、つねに陵園を清掃し清潔に保たねばならなかったことが知られるのである。

ただし、広開土王碑には、「上祖・先王自り以来、墓の上に石碑を安んぜず、守墓人の烟戸を使って差錯せしむるに致れり。唯だ國岡上廣開土境好太王のみ、盡く祖・先王の爲に墓の上に碑を立て、其の烟戸を銘して、差錯せ令めざりき」とあるから、この王碑以前には、高句麗王陵には碑がなく、その結果、烟戸の種類や員数も誤られていたらしい。ところが、広開土王碑がはじめて建碑され、そこに烟戸を明記したので、ようやく錯誤がなくなったのである。

さらに、烟戸売買禁止の法令の出たことがわかるのも、広開土王碑の手柄である。碑文には「又制（又た制したまふ）」として、「守墓人、自今以後、不得更相転売。虽有富足之者、亦不得擅買。其有違令、売者刑之、買人制令守墓之（守墓人は、今自り以後、更相に轉賣するを得ず。富足の者有りと雖も、亦た擅に買ふを得ず。其れ、令に違きて賣る者有らば、之を刑す。買ふ人は、制令をもて守墓せしむ）」とみえている。さきにも指摘したように、集安高句麗碑にも「自今以後守墓之民不得擅自更相轉賣雖富足之者亦不得其買賣如有違令者後世□嗣□□看其碑文與其罪過」とあって、広開土王碑の文言に近い文章がみえているのであって、おなじ法令を引用していることは、両者の緊密な関係を雄辯に語っている。

なお、報告書は、今回新しく出土した集安高句麗碑が、こうした守墓制度について、さらにいくつかの情報を付け加えていることを指摘している。若干補足しつつ、紹介すると、つぎのとおりである。

まず、碑文に「以此河流、四時祭祀」としるされる点である。これは、四季を通じて河原で祭祀をおこなうことを意味するのであって、ここから、烟戸の職務として、常々の王陵祭祀があったことがわかるといえる。たしかに、唐では、陵墓の管理について、たとえば、「獻陵・昭陵・乾陵・定陵・橋陵・恭陵署。令一人。從五品上。（中略）丞一人。從七

品下。(中略)録事一人。(中略)陵戸。(中略)陵令。掌先帝山陵・率戸守衛之事。丞為之貳。凡朔望・元正・冬至・寒食・皆修享於諸陵。(後略)、「太子廟令・丞。皆掌灑掃、開闔之節。四時享祭之禮」(『唐六典』太常寺卷第一四)などという規定がみえている。おそらく、高句麗でも、こうした中国の制度に倣って、はやくから王陵の管理と祭祀に関する制度が整備されていたのであろう。

つぎに、烟戸の頭目がいて、彼が「烟戸頭」と呼ばれていたことがわかるのも、得がたい情報である。報告書は、集安高句麗碑裏面に二〇人の「烟戸頭」の名前が記載されていたとみているが、彼らの名前を碑文に明記しているのは、祭祀・清掃といった王陵管理の責任の所在を明確にさせる目的があったからだと推測できる。

さらにいま一つ、碑文から、烟戸の売買行為が発生した場合の処罰についての法律条文が備わっていたことがよくわかる点も、集安高句麗碑の有益な点である。前述のように、この法令は広開土王碑にも引かれていたが、それを裏づける史料が出現したことは貴重である。

烟戸は奴隸か

ところで、『集安高句麗碑』の「守墓烟戸制度」の項では、守墓人烟戸の身分と地位について詳しく検討した記述がある。具体的には、守墓人烟戸を「生口」とみなす王建群『好太王碑の研究』(吉林人民出版社、一九八四年八月、邦訳が同年二月、日本の雄渾社から出ている。以下の頁数は邦訳による)に対する批判である。全体に客観的な『集安高句麗碑』にあつて、この部分はいささか感情的な表現が目立ち、報告書の内容としては違和感があるが、無視するわけにもいかないので、以下、その要点を抄訳しておく。

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

守墓人烟戸については、広開土王碑の発見以来、略与された奴隷とおなじであるという主張が一部にある。一九八〇年代には、守墓人烟戸の身分は奴隷であつて、国烟はいうに及ばず、看烟もまた例外ではない、という主張も存した。

その根拠の第一は、広開土王碑が、王の存命中の教言として「若し、吾れ、萬年の後に守墓者を安んぜんには、但だ吾れ躬ら巡りて略来せし所の韓と穢を取り、洒掃に備へ令むるのみ」としるす点である。これによつて、守墓人は、対百濟戦争において略奪された人々であり、彼らの身分は賤業に従事する奴隷であつたことがわかるという。

さらに、いま一つの根拠は、広開土王碑が守墓人について、「自今以後、更相たがひに轉賣するを得ず。富足の者有りと雖も、亦た擅はしまに買ふを得ず」としるす点である。王氏によれば、これは、裏をかえせば、それ以前は転売することができたということであり、「勝手に買つてはならない」（「不得擅買」というのは、許可さえ得られれば、買うことができたことを意味しているという（王氏前掲著、二〇九―二一〇頁）。

こうした、守墓人烟戸が元来売買可能な奴隷であるという発言は、守墓人烟戸＝奴隷説を主張する学者の代表的な見解だが、仔細に分析すると、広開土王陵の守墓人烟戸の身分は、かならずしも奴隷とはいいがたい。そこで、以下、四点にわたつてその根拠をのべよう。

第一点。「烟戸は奴隷なり」と主張する人の論理的な推理は、こうである。「高句麗が対百濟戦争で捕獲した人は（もともと）卑しい仕事に使役されていた奴隷だったから、こうした人たちを守墓人烟戸として使つたのであり、だから、烟戸は奴隷である」と。表面的には、こうした推理も成り立つてであろう。しかし、重要なのは、最初の命題（つまり、「高句麗が対百濟戦争で捕獲した人は（もともと）卑しい仕事に使役されていた奴隷だった」とする点）が、史実に反するという点である。

広開土王碑の記載によつて、永樂六年丙申（三九六）、王は、みずから水軍を率いて百濟を討伐して、敵の五八の城と七〇〇の村落を抜いたことが知られる。さらに、一七年丁未（四〇七）にも、王は、騎兵五万人を派遣して、百濟を攻

撃し、城を六つと、いくつかの村落を獲得している。広開土王碑に書かれているだけでも、王は百済との戦争で六四の城と一四〇〇の村落を手に入れているのである。

しかも、それだけではない。碑文によれば、百済王の弟や大臣一〇人までもが俘虜とされている。これが事実だとしたら、六四の城及び一四〇〇の村落にいる貴族・官吏・一般庶民は、王が捕虜した百済人であり、彼らはみな「吾れ躬ら巡りて略来せし所の韓と穢」ということになる。しかし、彼らの多くは「賤業に従事させられた奴隸」にはふくまれない。なのに、どうしてそのなかから取られた二二〇戸の烟戸が、ことごとく奴隸だといえるのであろうか。客観的にみると、韓・穢から来服した国烟・看烟のものと身分は複雑なはずで、その主たるものは貴族・官吏・一般庶民である。そのなかに奴隸がふくまれているのかどうか、ふくまれるとしたら、その数量はどれくらいなのか。これを推測するのはむづかしいのである。韓・穢から来服した烟戸たちのものと身分は、高句麗の国烟・看烟になってからの身分とはまったく別のもので、けっして混同されるべきものではない。

第二点。新しくやってきた韓・穢にしても、旧庶民から採用した国烟・看烟にしても、そのおもな仕事は、守墓と掃除である。碑文の記載によれば、たしかに、かつては守墓人烟戸を売買することもあったが、その際にも、相手の同意が必要なのであり、擅に買うことはできなかったのである。烟戸を奴隸だと主張する論者は、「売買されることができ」という言葉をとらえて、この一点から、守墓人烟戸≡奴隸だとする。しかしながら、これは、マルクス主義に関して權威のある研究者の、奴隸についての基本的観点に反している。端的にいえば、奴隸と農奴の根本的区別を混同しているのである。

スターリンは、つぎのように指摘している。

奴隸占有制度の下における生産関係の基礎は、奴隸主が生産手段と生産労働者を占有することである。これら生産

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

労働者とは、奴隸主が、家畜のように売買や殺戮のできる奴隸である。

封建制度の下における生産関係の基礎は、封建主が生産手段を占有することと、生産労働者、すなわち農奴を完全に占有することである。封建主は、農奴を殺戮できないが、農奴を売買することはできる。（「レーニン主義の問題」

『スターリン選集』下巻、四四六―四四七頁）

ここで、スターリンは、奴隸を、奴隸主が家畜のように売買や殺戮することができる生産労働者だと定義している。売買できること、殺戮できること、この二つを同時に兼ね備えているときには、それを奴隸と呼んでよい。殺戮することができかどうかは、奴隸と農奴を区別する主要な指標である。それは、奴隸と農奴の自由の程度をはかるもつともよい基準でもある。

広開土王碑の記述は、かつては烟戸が売買される状況にあったことを反映している。ただし、殺戮するか、殺戮したことがあったとかは、片言隻句もふれていない。このことは、烟戸たちが、国烟・看烟もふくめて、生命権を保障されていたことを証明している。したがって、彼らは、断じて奴隸ではないのである。

ここで注意したいのは、広開土王碑では、同時に「守墓人は、今自り以後、更相なごひに轉賣するを得ず。富足の者有りと雖も、亦ほし擅はさまに買ふを得ず。其れ、令れに違そむきて賣る者有らば、之を刑けいす。買ふ人は、制令せいれいをもて守墓せしむ」と規定していることである。守墓人烟戸に対し、法令を作つて、「自今以後、更相なごひに轉賣するを得ず」ということを明確に定めているのだから、少なくとも広開土王の時代には、守墓人烟戸の身分が農奴のそれよりすこし高かったということにならう。

第三点。上記の二点は、「烟戸は奴隸なり」と主張する人があげる根拠に対する反論だが、ここでさらに証拠を補足しておく。広開土王碑では、規定に違反して烟戸を売買した人に対する処罰について、「擅に烟戸を買うものは、守墓

人烟戸にする」とある。つまり、この規定だと、買う人の多くは「富足之者」だが、豊かで満ちたりた人も守墓人烟戸になることがあるわけである。これは、守墓人烟戸が、かならずしも賤業に従事する奴隷ではなかったことの裏づけとなろう。

第四点。集安高句麗碑には、最後に「自今以後、不得擅自更相転売。雖富足之者、亦不得其買売。如有違令者、後世□嗣□□、看其碑文、与其罪過」(「□嗣」は「子嗣」や「後嗣」のことかも知れない。うしろの二文字は「懲罰」あるいは「並罰」がくるべきであろう)としるされている。ここで、再度、守墓人烟戸を売買することはできない、豊かな人でも売買することは許されない、という二点を強調している。違反すれば、売買したものが処罰されるだけでなく、子孫までもが連坐である。これによると、守墓人烟戸は相当重視されていたのであって、彼らは、けっして自由に売買・殺戮できる奴隷ではないのである。

なお、これとあわせて、われわれは、「烟戸」について碑文にはもう一つの呼称があることに注意を払うべきである。それは、すなわち「守墓之民」である。これは烟戸がすでに庶民の階層に編入されていたことのあかしであり、この点から、彼らは、高句麗が支配した普通の庶民だったと考えてよいであろう。

以上の諸点から、広開土王碑にしろ、新出の集安高句麗碑にしろ、そこに登場する高句麗王に守墓をする「烟戸」は、奴隷ではないことは明白であり、高句麗国家の普通の庶民だったとしなければならぬ。

以上、報告書の主張の要点を紹介した。むつかしい問題だが、議論の前提として「奴隸」「農奴」といった用語の定義、さらには広開土王碑にみえる国烟・看烟の性格について認識を共有しておく必要がある。また、右文でも指摘されているように、烟戸のものと身分と、高句麗の国烟・看烟としての身分はわけて考えるべきで、このあたりの取り扱いも慎

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

重におこなう必要がある。いずれにしても、烟戸の身分についてはなお不明な点が多く、今後もうこうした議論は続くものと思われる。

ちなみに、『集安高句麗碑』では引用されていないが、武田幸男『高句麗史と東アジア』（岩波書店、平成元年六月）第一編第二章「新領域の城―戸支配」には、広開土王碑にみえる守墓人烟戸制の詳しい分析があり、有益であることを附言しておく。

今後の展望

以上、新出の集安高句麗碑について、集安市博物館編著『集安高句麗碑』によりつつ、その史料として特色について考えてきた。建碑の年代をはじめとして、まだ確定しないところも少なくない。しかしながら、この碑が、四世紀後半から五世紀初頭にかけての高句麗王とその王陵について、新たな知見をもたらしてくれる、稀有の史料であることは疑いない。字数こそ多くはないが、学界を裨益するところは大きいのである。

とくに、これまで孤立的な史料であった、広開土王碑第三段落の解釈に光明を与えた点は、この碑の特筆すべき点である。高句麗王陵の守墓制度の研究上、この碑の存在は看過しえないであろう。

しかも、それだけではない。さきにも引用したように、広開土王碑には「上祖・先王自り以来、墓の上に石碑を安んぜず、守墓人の烟戸を使って差錯せしむるに致れり。唯だ國岡上廣開土境好太王のみ、盡く祖・先王の爲に墓の上に碑を立て、其の烟戸を銘して、差錯せ令めざりき」とあって、広開土王が上祖・先王の爲に、すべての墓のほとりに石碑を立てたことがしるされている。とすれば、今回発見された集安高句麗碑以外にも、附近の王陵から広開土王碑の建てた石碑が発見される可能性が出てきたのである。報告書が推測するように、集安高句麗碑が千秋墓に附属する石碑であつ

たとすれば、他の麻線墓区の有力墳墓から同様の石碑が発見されても、おかしくないのである。集安高句麗碑は、そうした今後の新史料の出現への可能性を拓いたという点でも、意義深い史料といえる。

〔附記〕

①小論は、平成二五年六月、『集安高句麗碑』を入手してから、一気呵成に書き上げたもので、趣旨は『文化史史料考證―嵐義人先生古稀記念論集』に寄稿した拙稿「集安高句麗碑の発見とその意義」でも略述したところである。ただ、同稿は枚数に限りがあったため、より詳細な小論をまとめ、この『皇學館大学紀要』五三輯に投稿することとした。原稿の提出は平成二六年九月下旬のことだが、原稿が印刷に回った一〇月中旬になって、東方書店に依頼していた張福有編著『集安麻線高句麗碑』（文物出版社、二〇一四年五月）が手元に届いた（本書では、「集安高句麗碑」の呼称はいささか曖昧であるとして、「集安麻線高句麗碑」の名称をあらたに採用）。

本書は、集安高句麗碑に関する既発表の論文と新稿をあわせた四〇〇頁を超える大冊で、巻頭に排された碑字一字一字の写真、拓本とその反転、文字の輪郭をトレースしたものなどは、碑文を直接みることができないわれわれにとっては、きわめて有益であった。

なにより驚いたのは、さきの『集安高句麗碑』で示された碑字は一五六字で、判読されないままの文字も多数存したが、本書では、碑石の欠損した冒頭部分の九字の類推や従来からの積文の訂正もふくめ、二一七字（当初は二一八字と推定されていたが、のちに第Ⅵ面は二一字であることが判明し、一字減った）すべてを読み切っていることであった。

いま本書の一〇頁及び一四一頁の記述によって、その積文を示すと、つぎのとおりである（□内は推定、太字は追加・訂正された文字）。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

I 囹 囹 困 世 必 授 天 道 自 承 元 王 始 祖 鄒 牟 王 之 創 基 也

II 因 囹 子 河 伯 之 孫 神 靈 祐 護 假 蔭 開 國 辟 土 繼 胤 相 承

III 囹 舊 民 各 家 烟 戶 以 此 河 流 四 時 祭 祀 然 萬 世 悠 長 烟

IV 戶 亦 轉 賣 烟 戶 爲 禁 舊 民 富 庶 擅 轉 賣 韓 穢 守 墓 者 以 銘

V 守 墓 人 標 然 唯 國 罪 上 太 王 號 平 安 太 王 神 武 乘 輿 東 西

VI 廿 家 巡 故 國 追 述 先 聖 勳 勳 彌 高 然 烈 繼 古 人 之 慷 慨

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荊木）

吉林省集安市発見の高句麗碑について（荆木）

Ⅶ此河流丁卯歲刊石自戊申定律教言發令並修復各於

Ⅷ祖先王臺立碑銘其烟戸頭廿人名宣示後世自今以後

Ⅸ守墓之民不得擅買更相擅賣雖富足之者亦不得其買

X賣向若違令者後世繼嗣之者看其碑文與其罪過

碑石の写真をみたかぎりでは、全体に摩滅がはなはだしく、さきの報告書で□とされた箇所が短期間の再調査で多数判読しうると思えなかった。それだけに、『集安麻線高句麗碑』の釈文は驚きであった。ただ、あらためて『集安麻線高句麗碑』に掲げられた碑字等の写真を精査すると、なるほどと思われる文字の存することも事実である。

二一七字すべての釈文が提示されたことによって、これまで不明だった箇所の文意があきらかになったことはありがたいが、なかでも注目されるのは、第七行目の「丁卯歲刊石」「自戊申定律」という干支をふくむ部分である。この釈文のとおりだとすれば、張福有氏がいわれるように、定律のあった戊申年とは広開土王の在位中の西暦四〇八年、立碑の年代を示す「丁卯歲」は長寿王の治世の四二七年にもとめるのが妥当となろう。となると、当然のことながら、『集安高句麗碑』の推測する年代は修正を迫られることになる。

さらに、集安高句麗碑そのものについても、小論では故国壤王（在位三八四～三九二）の王陵とみられる千秋墓に附属するものとのみかたを紹介したが、張氏によれば、千秋墓はその一代前の小獸林王（在位三七一～三八四）の陵墓とすべきであるという。集安高句麗碑が、河を隔てて王陵と反対側に位置することや、碑文では故国壤王の事蹟にまったくふれていないことなどが、その理由である。しかし、碑石の発見地がもともとの建碑の場所かどうかは疑問だし（第一、碑座も発見されていない）、碑文自体は守墓制度についてのべることに主眼があるので、はたして故国壤王の事蹟をしるす必要があるかも疑問である（記載がないのは、小獸林王も同じである）。いずれにしても、本書の出版によって、集安高句麗碑の研究にあらたな展開が訪れたことは事実である。

小論も、本来なら、こうした最新の成果を踏まえて全文を書き改める必要があるだろうが、いまはその時間的余裕もないので、それは後日の課題としたい。小論で引用した釈文も『集安高句麗碑』のままとしたが、読者諸彦のご寛恕を乞う次第である。

②なお、小論は、平成二六年度皇學館大学津田学術研究基金（集安高句麗碑の総合的研究）、研究代表・荆木美行）の成果の一部である。基金の交付をしてくださった大学当局に深謝申し上げる次第である。